

○標準貨物自動車利用運送約款

平成二十一年十一月二十六日運輸告示第五百七十九号
最終改正：令和六年八月二十日国土交通省告示第五百二十五号

目次

- 第一章 総則(第一条～第一条)
第二章 利用運送業務等
第一節 利用運送の申込み及び引受け(第三条～第十六条)
第二節 積付け(第十七条)
第三節 貨物の受取及び引渡し(第十八条～第二十五条)
第四節 指図(第二十六条～第二十七条)
第五節 事故(第二十八条～第三十条)
第六節 運賃・料金等(第三十一条～第三十七条)
第七節 責任(第三十八条～第五十条)
第三章 積込み又は取卸し等(第五十一条～第五十四条)

第一章 総則

第一節 事業の種別

第一条 当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十号)第二条第七項に規定する事業をいう。)を行います。
2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

第二章 利用運送業務等

第一節 利用運送の申込み及び引受け

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
(利用運送の順位)
第四条 当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、届敗又は変更しやすき貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(引渡期間)

第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
1 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
2 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は、一日とします。
3 集配期間 集貨及び配運をする場合にあつては各一日
2 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもちつて延着とします。

(利用運送の申込み)

第六条 当店は、貨物の利用運送を申込み者(以下「申込者」という。)は、次の事項を記載し、利用運送申込書を出さなければなりません。
1 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
集貨及び配運先又は発送地及び到着地(団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。)

五 運送の料金額

第七条 当店は、前条第三項に規定する待機時間料、第五十一条に規定する積込料又は取卸料及び第五十二条第一項に規定する附帯業務料をいう。)、燃料サージチャージ、有料運送利用料、立替金その他の費用(以下「運賃・料金等」という。)の支払方法を、申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
高価品については、貨物の種類及び価格
第五十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
第五十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
十二 特約事項があるときは、その内容
十三 本約款の内容について承諾する旨
十四 その他その貨物の運送に関し必要な事項

(引渡運送の引受け)

第八条 当店は、前条第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該利用運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載し、利用運送引受書を作成し、提出するものとします。
1 運賃及び配運先及び到着地の予定日時
2 運賃・料金の額
2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の利用運送引受書の交付に代えて、当該利用運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとします。
(貨物の種類及び品質の確認)
第九条 当店は、貨物の利用運送の申込みがあつたときは、貨物の種類及び品質を確認することを申込者に求め、その旨を通知するものとします。
2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び品質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することを行います。

(引受拒絶)

第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。
1 当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。
二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
三 運送に適する設備を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。
四 当該利用運送に際し、申込者が特別の負担を求められたとき。
五 当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(高価品及び貴重品)

第十条 この約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンガステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、ペーパー、珊瑚及びその他の製品
二 美術品及び骨董品
三 容器及び荷造りに加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

(荷造り)

第十二条 荷造りは、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱別等に応じ、運送に耐えるように荷造りを行わなければならない。
2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷造り人はその要求に応じなければならない。
3 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷造り人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

(外装表示等)

第十三条 荷造り人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければならない。
一 荷造り人が、必要がないと認め、前項の事項については、この限りではありません。
二 品名
三 個数
四 その他貨物の取扱に必要な事項
2 荷造り人は、当店の認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代えることができます。

(動物等の運送)

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を引き受けたときは、荷造り人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することができます。
一 当店において、集貨、積込み又は引取りの日時を指定すること。

二 当該貨物の運送につき、付添人を付すこと。

(危険品の運送)

第十五条 荷造り人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に通知するとともに、その品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な事項を送り状に明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明示しなければならない。
(代替運送)
第十六条 当店は、荷造り人の利益を害しない限り、利用運送を引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送に変更することがあります。
2 前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

第二節 積付け

(積付け)

第十七条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷造り人又は荷受人の負担とします。
(留置権の行使)
第十八条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
2 商人である荷造り人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷造り人の運送契約によつて当店が占有する荷造り人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

(引渡不能の貨物の寄託)

第二十一条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、荷造り人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図をすることを催告することができます。
2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷造り人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることができます。
(引渡不能の貨物の寄託)
第二十二条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫業者に寄託することができます。
2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷造り人又は荷受人に対して通知します。

(指図の催告)

第二十三条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、荷造り人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図をすることを催告することができます。
2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷造り人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることができます。
(引渡不能の貨物の寄託)
第二十四条 当店は、第二十一条の規定により荷造り人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷造り人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
2 当店は、前項の規定にかかわらず、損害その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十一条の催告をしないで競売することができます。
3 当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷造り人又は荷受人に対して通知します。

(引渡不能の貨物の寄託)

第二十五条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、前条第二項の場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫業者に寄託することができます。
2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷造り人又は荷受人に対して通知します。

(支払不能の貨物の任意売却)

第二十六条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷造り人又は荷受人に対して通知します。
2 当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷造り人又は荷受人に対して通知します。

(貨物の処分)

第二十七条 当店は、運送上の支障を生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷造り人に対して通知します。
(事故の際の措置)
第二十八条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷造り人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を催告します。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発生したとき。
二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとなつたとき。
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
2 当店は、前項各号の場合において、指図を求めないときは、遅滞なく、その旨を荷造り人又は荷受人に対して通知します。

(事故証明書の発行)

第二十九条 当店は、貨物の全部滅失に關し証明書の請求があつたときは、その貨物の引渡期間満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。
2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明書の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

第五節 事故

(運賃・料金等)

第三十条 運賃、料金等(燃料サージを除く。)及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金をとします。
2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じて定めるところにより、燃料サージを収受します。
3 第一項の運賃、料金等について、荷造り人又は当店の一方は、黄金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたとき認めるときは、他の一方に対し、標準の変更の協議を求めることができます。
(運賃・料金の取受け)
第三十一条 当店は、貨物の引渡を受けるまで、荷造り人から運賃、料金を収受します。
2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷造り人に対し、その差額を払い戻し、又は追償を行います。
3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときに、運賃、料金を荷造り人から収受することを認めることがあります。

(待機時間料)

第三十二条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷造り人又は荷受人の責により待機した時間(荷造り人又は荷受人が第五十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第五十二条の規定による附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

(延滞料)

第三十三条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷造り人又は荷受人が運賃、料金を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。
(運賃請求権)
第三十四条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は当店が責任を負ふ事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。
2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷造り人が責任を負ふ事由によつて滅失したときは、運賃、料金その他の費用の全額を収受します。
(事故等と運賃・料金等)
第三十五条 当店は、第二十六条及び第二十八条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に付した利用運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受しては、不足があるときは、荷造り人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷造り人又は荷受人に払い戻します。

(中止手続)

第三十六条 当店は、利用運送の中止の指図に応じた場合には、荷造り人が責任を負わない事由によるものを除いて、中止手続料を請求することができます。ただし、荷造り人が、利用運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。
2 前項の中止手続料は、次のとおりとします。
一 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内
二 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内
三 利用運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

第七節 責任

(責任の開始)

第三十七条 当店の利用運送についての責任は、貨物を荷造り人から受け取った時に始まり、第三十八条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 同盟罷業、同盟罷業、社会的騒擾その他の事変、強盗
四 不可抗力による火災
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷造り人又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する特別)

第四十条 高価品については、荷造り人が申込みするにあたり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着についての損害賠償の責任を負いません。
2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知つて、いたとき。
二 運送の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
(責任の特別免除事由)
第四十一条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷造り人が異議を認めない限り、荷造り人が引渡したときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた場合は、この限りではありません。
2 前項の規定は、貨物の引渡の当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知つて、いたときは、これを適用しません。
3 荷造り人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る損害賠償の一部又は全部を当店が二週間以内に、荷造り人に対して、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失又は延着を発生させたときは、荷造り人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷造り人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。
(損害賠償額)
第四十二条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償額は、その引渡しがされるべき地及び引渡しにおける貨物の価額によつて、これを定めます。
2 貨物に一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償額は、その引渡しがされるべき地及び引渡しにおける引渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
3 第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷造り人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額又は損害控除します。
4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は引渡しの時期を争ひがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
5 貨物が延着した場合は、前項の賠償額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
第四十三条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大なる過失により貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、一切の損害を賠償します。

(積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料)

第四十四条 当店は、貨物の積込又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金を又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。
(附帯業務等及び附帯業務料)
第四十五条 当店は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替、検取及び検品、横持ち及び維持、梱入れ、ラベル貼り、はい作業等の他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)等を引き受けた場合には、当店が別に定める料金を又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。
2 附帯業務等については、別段の定めがある場合を除き、第二章の規定を適用します。
(品代金の取立て)
第四十六条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに尽じます。
2 当店は、品代金の取立の委託を受けた貨物を発送した後、荷造り人が、当該品代金の取立の委託を取り消した場合又は荷造り人が、荷造り人が責任を負ふ事由により当該品代金を取立ることが不能となつた場合は、当該品代金の取立料を負いません。
(付添)
第四十七条 利用運送の申込みの際、当店の申出により荷造り人が承諾したときは、当店は、荷造り人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。
2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。